

氷見海岸鳥獣保護区特別保護地区指定に係る指針案

(1) 名 称：氷見海岸鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区 域：氷見海岸鳥獣保護区のうち、氷見市虻が島の区域。
(別紙図面表示のとおり)

(3) 存続期間：令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①指定区分：集団渡来地の特別保護地区

②指定目的：当該区域周辺は、島、岩礁、海食崖、砂浜等により構成される変化に富んだ海浜地形であるため、多くの水鳥が見られ、また、春秋の渡りの季節には、シギ・チドリ類の渡り鳥も数多く見られる。当該区域は、灘浦沖に浮かぶ富山県内最大の島であり、レッドデータブックとやま2025に掲載されているハヤブサ及びクロサギ等の貴重な鳥類が見られるほか、生物学的にも貴重な動植物相を呈している。また、当該区域は、能登半島国定公園の特別保護地区及び県の天然記念物に指定されており、生物学上貴重な文化財として重要視されているだけでなく、県民にも広く親しまれている。

このため、当該区域を特別保護地区に指定し、自然環境の保全を図り、野生鳥獣の生息環境を維持するとともに、県民等が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。